

スイスの COVID-19 対策タイムライン

高木裕貴（京都大学大学院文学研究科研究員）

2020 年

2 月 25 日、スイス国内初の新型コロナウイルス感染者がイタリアと接するティチーノ州で確認。

2 月 28 日、COVID-19 問題を感染症法（2012 年制定）第 6 条において規定された「特別事態（Besondere Lage）」に位置づける。「コロナウイルスと闘うための措置に関する命令（Verordnung über Massnahmen zur Bekämpfung des Coronavirus）」が発効し、1000 人以上のイベントなどが禁止された（3 月 13 日に失効）。

3 月 11 日、国境閉鎖と検問がティチーノ州から始まる。

3 月 13 日、最高執行機関である連邦参事会（Bundesrat）によって「コロナウイルスと闘うための措置に関する命令 2（Verordnung 2 über Massnahmen zur Bekämpfung des Coronavirus）」が制定された（6 月 22 日に失効）。

3 月 16 日、感染症法第 7 条において規定された「非常事態（Ausserordentliche Lage）」に位置づける。（なお、連邦憲法第 185 条において規定された「緊急事態（Dringlicher Fall）」は宣言されなかった。）

3 月 17 日、ロックダウン開始。

3 月 20 日、公共空間で 6 人以上集まることが禁止され、社会的距離を保たない場合は罰金（100 フラン）が科される。

4 月 16 日、大統領が営業停止措置を三段階で解除すると発表。

4 月 27 日、マッサージ・美容サロン、ホームセンターなどや、通常の医療が再開（第一段階）。

5 月 11 日、幼稚園と小中学校の休校が解除、入国制限が緩和（第二段階）。

6 月 4 日、社会的距離に違反した場合の罰金が廃止（第三段階）。

6 月 6 日、プール、動物園、映画館、キャンプ場、カジノ、風俗営業などの再開。スポーツ競技も再開。

6 月 8 日、300 人以下の集まりが解禁。

6 月 15 日、EU や EFTA 加盟国、英国からの入国制限が解除。

6 月 22 日、「コロナウイルスと闘うための措置に関する命令 3（Verordnung 3 über Massnahmen zur Bekämpfung des Coronavirus）」が制定された（2022 年 1 月 1 日に失効）。

9 月 25 日、立法機関である連邦議会（Bundesversammlung）が「Covid-19 法（COVID-19-Gesetz）」を制定（26 日発効）。それまでに講じられてきた連邦参事会の措置の法的根拠をより明確にした。

11 月 2 日、ジュネーブ州が「緊急事態宣言」を発表した（29 日まで）。生活必需品販売店のみが営業を許可された。

12 月 11 日、ロックダウン開始（一か月間の予定）。ほとんどの公共イベントを禁止し、全国のレストランや小売店の閉店時間を早めた。

12 月 22 日、追加措置として、レストランやスポーツ、各種文化施設を全面閉鎖する。

12 月 23 日、COVID-19 の予防接種が高齢者から始まる。

2021 年

1 月 6 日、ロックダウンを 2 月まで延長することを決定。

3 月 1 日、第一次緩和措置。各種文化施設や小売店の営業などが解禁。

3 月 19 日、「Covid-19 法」が改正され、ワクチン接種者に対する検疫免除やワクチン接種証明書に関する規定が盛り込まれる。

3 月 22 日、第二次緩和措置。観客を入れた文化・スポーツの催事、レストランの屋外席などが解禁。

5 月 31 日、第三次緩和措置。例えば、観客を伴うイベントの人数制限が屋外の場合は 100 人までから 300 人までに引き上げられる。

6 月 4 日、「Covid-19 ワクチン接種、Covid-19 からの回復、または Covid-19 検疫結果の証明書に関する命令」制定（7 日発効）。ワクチン接種済証明書の他に、回復証明書、PCR 検査による陰性証明書、抗原簡易検査による陰性証明書も「新型コロナウイルス証明書」として認められる（ただし、各々の有効期限は異なる）。

6 月 13 日、Covid-19 法が任意的国民投票の対象となる。

9 月 13 日、デルタ株の感染拡大（第四波）を受けて、「COVID-19 パンデミックの特別事態における措置に関する命令（Verordnung über Massnahmen in der besonderen Lage zur Bekämpfung der Covid-19-Epidemie）」が制定。証明書の提示を義務づけた。

11 月 28 日、Covid-19 法が任意的国民投票の対象となる。ただし、その対象は 3 月 19 日の改正箇所に限られる。

2022 年

4 月 1 日、COVID-19 に対する全国的な感染対策を全て撤廃した。

5 月 2 日、COVID-19 対策として講じていた入国規制を全面解除。

コメント

スイスでは従来、州の自治権が強力であり、全国レベルでの感染症対策においては対応が異なってくる可能性があったが、2012 年に成立した感染症法により、連邦政府が「特別事態」と「非常事態」を宣言できることになった。今回のパンデミックはその初の実施例となる。

スイスは直接民主制を採用しており、国民投票が比較的頻繁に行われる国として知られている。「Covid-19 法」成立後、この法の是非を問う国民投票を求める複数の市民団体が署名を集め始める。どちらの場合も、憲法で規定された五万をはるかに超える票数が集まり、二度の国民投票が行われた。結果として、どちらの国民投票においても、Covid-19 法は賛成多数で承認された。特に二回目の投票は、ワクチンパスポート提示を義務付ける法的根拠となっている「Covid-19 法の改正」の是非を問うものだった。このように、コロナ禍における社会的意思決定を国民に委ねた希少な例であると言える。

※本資料の作成にあたっては、以下の資料を参照した。

- ・ ウェブサイト「パンデミック ELSI のアーカイブ化」のタイムライン (<https://www.pandemic-philosophy.com/>)
- ・ 北村貴「スイスにおける新型コロナウイルス感染症問題と任意的国民投票」『憲法研究』54 巻、2022 年、pp. 157-184。
- ・ 鈴木岳「スイスの 2 大生協と COVID-19 (新型コロナウイルスへの各国生協の対応)」『生活協同組合研究』532 巻、2020 年、pp. 69-71。